

# 住宅性能表示制度が見直されます

## 省エネルギー基準の見直し等に伴う改正

○省エネ法の住宅省エネルギー基準の改正(平成25年10月)とエコまち法の低炭素建築物認定基準の制定(平成24年12月)に伴い、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の省エネルギー基準に関する部分が改正されます。

①設備を含めた一次エネルギー消費量を評価する基準を導入 ②外皮性能の計算方法の変更

○一次エネルギー消費量は、省エネルギー基準よりも水準の高い低炭素建築物認定基準相当が最上位の等級に設定されます。

### 5 温熱環境に関すること

#### 5-1 省エネルギー対策等級

等級4【H11基準相当】
等級3【H4基準相当】
等級2【S55基準相当】
その他(等級1)

適用期間

平成27年3月まで

### 5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

#### 5-1 断熱等性能等級

等級4【H25基準相当】
等級3【H4基準相当】
等級2【S55基準相当】
その他(等級1)

等級4のみ数値の併記可  
(●W/(m<sup>2</sup>・K)など)

施行時期

平成27年4月施行  
(平成26年2月25日より先行適用)

#### 5-2 一次エネルギー消費量等級

等級5【低炭素基準相当】  
等級4【H25基準相当】

その他(等級1)

等級5のみ数値の併記可  
(●MJ/(m<sup>2</sup>・年))

施行時期

平成27年4月施行

### 「温熱環境・エネルギー消費量」のイメージ

- 従来は、建物の外皮性能(外壁、窓など)のみを評価。
- 見直し後は、「外皮の断熱性能」(外壁、窓など)と、設備(暖冷房、換気、給湯、照明設備)の性能や創エネルギー(太陽光発電設備など)を総合的に評価する「一次エネルギー消費量」の2つを評価。

暖冷房や太陽光発電などの一次エネルギー消費量の等級もわかるようになるんだ。

